

医政第 1083 号
平成 25 年 1 月 15 日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)

ノロウイルス等による感染性胃腸炎及びインフルエンザの感染防止について
このことについて、別添のとおり下記関係団体へ周知依頼しましたので、お知らせし
ます。

記

社団法人 熊本県医師会
社団法人 熊本県歯科医師会
社団法人 熊本県薬剤師会
社団法人 熊本県看護協会
一般社団法人 全日本病院協議会熊本県支部
熊本県公的病院長会
全国自治体病院協議会熊本県支部

医療政策課 総務・医事班（担当：富野） TEL：096-333-2205 FAX：096-385-1754 メール：tomino-j@pref.kumamoto.lg.jp

社団法人 熊本県医師会長
社団法人 熊本県歯科医師会長
社団法人 熊本県薬剤師会長
社団法人 熊本県看護協会会長
一般社団法人 全日本病院協議会熊本県支部長
熊本県公的病院長会長
全国自治体病院協議会熊本県支部長

様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)

ノロウイルス等による感染性胃腸炎及びインフルエンザの感染防止について

このことについて、今冬、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が猛威をふるっておりますので、これまで数回にわたり注意喚起の文書を発出したところです。熊本県感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の報告数は第49週(12/3～12/9)をピークに減少傾向を示しているものの、現在も警報レベル継続中であり、引き続き警戒が必要です。

加えて、第52週(12/24～12/30)には、インフルエンザが流行期に入り、今後、インフルエンザに対する感染予防にも取り組む必要があります。

つきましては、集団施設等での徹底が必要な、おう吐物・便などの処理方法やインフルエンザ感染予防の基本である手洗い、せきエチケット方法について、改めて下記のとおりお知らせしますので、貴会会員等に対し、関連施設等での職員研修等で御活用いただきますよう御周知方お願いします。

記

- 1 「冬は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒」
・食器等の消毒方法、おう吐物・便の処理方法が記載されています。
- 2 「手の洗い方を身に付けましょう！」
- 3 「せきエチケットしていますか？」
- 4 インフルエンザ施設内感染予防の手引き

(参考)

厚生労働省のホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

食品安全委員会のホームページ「ノロウイルスの消毒方法」

<http://www.fsc.go.jp/sonota/dokukesi-norovirus.html>

厚生労働省のホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

熊本県のホームページ「インフルエンザ総合情報ホームページ」

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/influenzasub/>

【インフルエンザ流行状況の基準値について】

※数値は定点あたりの数

流行開始の目安	注意報レベル	警報レベル	
		開始基準値	終息基準値
1. 0 0	1 0	3 0	1 0
	今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いことを指す。	大きな流行が発生または継続しつづけると疑われることを指す。	

